

田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助制度について

(平成31年度版 一般住宅用)

1 趣旨

地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、新エネルギーの利用拡大を目指し、新エネルギー設備を導入する方に設置費等の一部を補助金として助成します。

2 補助対象となる新エネルギー利用機器及び補助金額

太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電気供給契約を締結するもの（最大出力10kW未満）。	
補助金額	1kWあたり2万円（上限4kW、8万円） ※千円未満切捨て
計算例	1) 住宅に最大出力3.348kWの設備を導入した場合 最大出力3.348kWを小数点第3位で四捨五入する。 $3.35\text{kW} \times 20,000\text{円} = 67,000\text{円}$ → 補助金額 67,000円 2) 住宅に最大出力8.90kWの設備を導入した場合 上限4.00kW $\times 20,000\text{円} = 80,000\text{円}$ → 補助金額 80,000円

太陽熱利用システム

住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム。または、住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器。	
補助金額	補助対象経費の10分の1以内の額（上限8万円） ※千円未満切捨て
計算例	1) 対象経費が700,000円の場合 $700,000\text{円} \times 1/10 = 70,000\text{円}$ → 補助金額 70,000円 2) 対象経費が1,200,000円の場合 $1,200,000\text{円} \times 1/10 = 120,000\text{円}$ → 補助金額 80,000円

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料として、住宅部分に暖房用として設置するストーブ。	
補助金額	補助対象経費の10分の2以内の額（上限8万円） ※千円未満切捨て
計算例	1) 対象経費が332,000円の場合 $332,000\text{円} \times 2/10 = 66,400\text{円}$ → 補助金額 66,000円 2) 対象経費が800,000円の場合 $800,000\text{円} \times 2/10 = 160,000\text{円}$ → 補助金額 80,000円

3 補助対象となる方

次の要件をすべて満たす方とします。なお、補助金の交付は1世帯につき1回限りです。

- ① 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置する方
- ② 市税等を完納している方（申請者と同一世帯の方を含む）
- ③ 以前に同一の種類の機器に対する市補助金、交付金その他に類するものの交付を受けていない方
- ④ 申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結した方（太陽光発電システムに限る）

4 受付期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

5 予定助成件数

太陽光発電システム・・・・・・・・・・ 30件程度
太陽熱利用システム・・・・・・・・・・ 1件程度
ペレットストーブ・・・・・・・・・・ 1件程度

6 補助金交付に係る手続

申請

申請には次の書類が必要です。持参又は郵送により提出してください。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 機器設置報告書（第1号様式）
- ③ 市税完納証明申請書（第2号様式）（申請者と同一世帯の方を含む）
- ④ 機器の設置状況を確認できる写真（写真貼り付け台紙）
- ⑤ 機器の設置費に係る領収書の写し
※設置費の内訳が明記されているものが必要（工事請負契約書のコピーも可）
※補助対象経費以外を含んでいる場合は、補助対象経費がわかるように内訳を記載
- ⑥ 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- ⑦ 機器を設置する住宅の位置図
- ⑧ 住民票
- ⑨ 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が申請する場合）
- ⑩ 電力事業者との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムに限る）
- ⑪ 単線結線図の写し（太陽光発電システムに限る）

検査、交付決定

申請書類に不備がない場合は、補助金等交付決定通知書を送付します。

補助金の支払

補助金交付請求書の提出をしていただき、指定する口座へ補助金を交付します。

- ① 補助金交付請求書
- ② 振込口座通帳の写し

7 事業実施にあたっての注意事項

- ① 太陽光発電システムの最大出力は、kW単位、小数点第3位を四捨五入します。
- ② 補助金額は、千円未満切捨てとなります。
- ③ 田村市以外の方が申請する場合は、納税証明書（申請者と同一世帯の方も含む）が必要となります。詳細は田村市役所総務部経営戦略室へお問合わせください。
- ④ 補助で設置した機器を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている年数内に処分する場合は、処分承認申請書（第3号様式）を提出する必要があります。

太陽光発電システム 17年	太陽熱利用システム 15年	ペレットストーブ 6年
---------------	---------------	-------------

- ⑤ 事業実施後、設備の利用状況等や各種調査への協力を依頼する場合があります。
- ⑥ 各種様式については、市ホームページからもダウンロードができます。

8 写真撮影にあたっての注意事項

- ① 写真は設備の設置状況が明確にわかる位置から撮影してください。
- ② 設置した設備の近景写真と、設置した住宅の全体が写る遠景写真の2種類を、写真貼り付け台紙に貼り付けてください。
- ③ 写真はL版（8.9cm×12.7cm）程度の大きさとしてください。
- ④ デジタルカメラで提出用の写真を撮影する場合は、高解像度のものを使用し、機器等が鮮明に把握できる写真としてください。
- ⑤ 太陽光発電システムの場合、②のほかにモジュール、パワーコンディショナー、売電メーター、接続箱、カラーモニター写真の提出が必要です。

9 問合せ先及び提出先

- 田村市役所 総務部 経営戦略室
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76-2 電話 0247-81-2117
- 滝根行政局 市民課
〒963-3692 田村市滝根町滝根字神俣字関場 118 電話 0247-78-2111
- 大越行政局 市民課
〒963-4192 田村市大越町上大越字水神宮 62-1 電話 0247-79-2111
- 都路行政局 市民課
〒963-4701 田村市都路町古道字本町 33-4 電話 0247-75-2111
- 常葉行政局 市民課
〒963-4692 田村市常葉町常葉字町裏 1 電話 0247-77-2111

田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助申請フロー

